

園芸施設共済

園芸施設共済はハウス本体のほか、温度調整施設などの附帯施設、施設内で栽培される農作物が、風害や雪害などにより被害を受けたときに補償する制度です。また、農家のみなさんの選択によりガラス室・鉄骨ハウスが損壊したときの撤去費用についても補てん対象とすることができます。

□ 加入対象とハウスは（設置稼働しているハウスはすべて加入します。）

パイプハウス
ガラス室
鉄骨ハウス

＋附帯施設（温湿度調整設備、かん水設備など）

＋施設内農作物（「加入対象となる作物」参照）

＋園芸施設共済撤去費用（ガラス室・鉄骨ハウスのみ）

- ・屋根のみ被覆している雨よけハウスや寒冷紗、ネットのみ被覆しているハウスも加入の対象となります。
- ・雨よけハウスと全面被覆が連続する場合には、稼働期間の合計が2か月以上であれば対象となります。

◇ 施設内農作物で加入対象となる作物

〔施設内農作物制度は、投下した生産費（作物を生産するために要した平均的な費用）を補償するものです。〕

葉菜類	ほうれんそう、レタス、こまつ菜、しどけ
果菜類	ピーマン、トマト、ミニトマト、きゅうり、いちご、なす
花き類	トルコギキョウ、ストック、ゆり、りんどう、宿根かすみそう、宿根性スターチス、スターチス・シヌアータ、スプレーギク、フリージア、カラー、スイセン、チューリップ、シクラメン、カーネーション、一輪ぎく、小ぎく、ばら

◇ 園芸施設共済撤去費用を加入対象とする施設はガラス室、鉄骨ハウスです。

◇ 「附帯施設」「施設内農作物」「園芸施設共済撤去費用」は、ハウス本体の加入にあわせて、農家のみなさんの選択により加入することができます。これらを選択する場合は、該当する附帯施設・施設内農作物・ガラス室・鉄骨ハウスの全てについて加入しなければなりません。一部のみの加入、また、附帯施設のみ、あるいは施設内農作物のみ、撤去費用のみといった単独加入はできません。

□ 補償する災害（共済事故）は

風水害、雪害、ひょう害、地震、噴火、落雷などの自然災害、病虫害、鳥獣害、火災、爆発、車両の衝突・・・これらの共済事故において、一定の損害額（損害割合）が発生した場合に、共済金をお支払いいたします。

◇ 施設内農作物の補償は、下記の2つの方式の中から選択できます。

①一般方式…………… 上記災害のすべてを対象とする方式（病虫害による事故の場合は一定割合を分割評価します。分割評価：共済事故以外の原因によると認められる場合、損害を別々に評価します。）

②事故除外方式… 上記災害のうち病虫害を共済事故の対象としない方式

□ 加入資格は

組合員であり、パイプハウス等を所有管理していること。ハウスのみで組合員となる農家は、ハウスの設置面積が2 a以上となります（ガラス室は1 a以上）。＊施設内農作物の「事故除外方式」で加入するには、設置面積が5a以上で3年以上の栽培経験を有し、防除施設を有することが必要となります。

□ 補償期間（共済責任期間）は

1年間を原則としますが、ハウス内の作物の栽培期間に合わせ2か月以上、12か月未満とすることもできます。原則として共済掛金を払い込んだ日の翌日から責任が開始します。なお、組合では加入の始期を統一するため、共済規程により責任の開始日を定めている場合があります。この場合は、その特定の日から責任が開始します。

□ 補償金額（共済金額）は

共済金額（補償最高限度額）は、ハウス等の共済価額（時価額）の80%を限度として農家のみなさんが共済規程で定める最低付保割合を下回らない範囲の中で選択した割合をかけたものです。ただし、ハウスごと、対象附带施設ごと、対象作物ごとに付保割合を変えることはできません。損害額（損害割合）に応じて、共済金額の範囲内で共済金をお支払いいたします。



パイプハウス本体＋附带施設＋施設内農作物（花き類）を加入した場合

- | | |
|---------|---|
| ①ハウス本体 | 25万円の新築ハウス（時価現有率100%：設置面積54㎡） |
| 共済金額 | 20万円＝共済価額25万円×付保割合80% |
| ②附带施設 | 施設本体と同様に時価で計算。100万円のボイラー1年経過（時価現有率84%） |
| 共済金額 | 67.2万円＝共済価額84万円×80% |
| ③施設内農作物 | 施設の1㎡あたりの再建築価額に応じた施設内農作物の価額算定率をかけて算出します。花き類価額算定率43.5% |
| | 共済価額は再建築価額（25万円）に花き類価額算定率をかけます。 |
| | 108,000円＝250,000円×43.5%（1,000円未満切捨て） |
| | 共済金額は付保割合をかけます。 |
| | 86,000円＝108,000円×80% |
| ④共済金額合計 | 958,000円＝20万円＋67.2万円＋8.6万円 |
| | 共済事故が発生し一定の損害額を超えた場合、各々の共済金額の範囲内で共済金をお支払いいたします。 |

＊再建築価額とは、当該ハウスと同程度のものを再築するのに要する費用に相当する金額＝新築価額相当額



ガラス室に撤去費用部分も加入した場合

- | | |
|---------|--|
| ①施設本体 | 466万円の新築ハウス（時価現有率100%：設置面積331㎡） |
| 共済金額 | 372.8万円＝共済価額466万円×付保割合80% |
| ②撤去費用 | 設置面積×単位当たり撤去費用（ガラス室1,200円）×80% |
| 共済金額 | 31.7万円＝331㎡×1,200円×80% |
| ③共済金額合計 | 404.5万円＝372.8万円＋31.7万円 |
| | 共済事故が発生し一定の損害額（損害割合）を超えた場合、各々の共済金額の範囲内で、共済金をお支払いいたします。 |

□ 共済掛金は

①ハウス別（被覆材を含む。）と附帯施設、②施設内農作物（事故除外の有無別）、③ハウス撤去費用ごとに共済掛金率が設定されており、それぞれの共済金額に共済掛金率をかけ、さらに 0.5（国庫負担割合）をかけたものが、農家のみなさんからいただく農家負担共済掛金となります。年間の合計共済金額 8,000 万円まで共済掛金の 2 分の 1 を国が負担します。

ハウスの種類（パイプハウス・ガラス室・鉄骨ハウス）、被覆材の種類（軟質・硬質フィルム等）、設置面積、設置してからの経過年数、附帯施設の購入年月、栽培する作物により共済価額は異なります。また、共済責任期間が 1 年に満たない場合は、月割計算されます。

	パイプハウス本体＋附帯施設＋施設内農作物（花き類）を加入した場合（上記例より） 1 年加入	
①ハウス本体	共済金額 20 万円	
②附帯施設ボイラー 1 年経過	共済金額 67.2 万円	
農家負担共済掛金	共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）	
	14,392 円 ＝（20 万円＋67.2 万円）×3.301%×0.5	
③施設内農作物（一般）	共済金額 8.6 万円	
農家負担共済掛金	共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）	
	1,336 円 ＝8.6 万円×3.107%×0.5	
④農家負担総共済掛金合計	15,728 円 ＝14,392 円＋1,336 円	
*農家負担共済掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。		

	ガラス室に撤去費用も加入した場合（上記例より） 1 年加入	
①ガラス室	共済金額 372.8 万円	
農家負担共済掛金	共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）	
	2,572 円 ＝372.8 万円×0.138%×0.5	
②撤去費用	共済金額 31.7 万円	
農家負担共済掛金	共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）	
	30 円 ＝31.7 万円×0.019%×0.5	
③農家負担総共済掛金合計	2,602 円 ＝2,572 円＋30 円	
*農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。		

□ 損害評価と共済金の支払いは

ハウスが風害や雪害などを受けた場合は、組合と連合会が合同で損害評価を行います。

ア) 1 棟ごとに損害額が 3 万円（ハウス等の共済価額の 1 割が 3 万円に満たない場合は共済価額の 1 割）を超える場合から共済金をお支払いいたします。

イ) ただし、園芸施設共済撤去費用を選択した場合は、ハウス本体の損害割合がガラス室の場合 35%、鉄骨ハウスの場合 50%を超える場合、もしくは撤去に要した費用が 100 万円を超える場合から、共済金をお支払いいたします。

	共済金の計算例	（付保割合はすべて 80%を選択している場合）
共済価額 25 万円（パイプ分 15 万円、ビニール分 10 万円以上時価額）のパイプハウスが加入後、5 か月目に台風被害。ビニール被害面積割合 60%のみの損害の場合。		
◎ ビニールの損害額算出方法		
損害額＝ビニールの価額×被害面積割合×（1－自然消耗割合）		

$$52,800 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円} \times 60\% \times (1 - 0.12)$$

支払共済金 = 損害額 × 付保割合

$$42,240 \text{ 円} = 52,800 \text{ 円} \times 80\%$$

* 自然消耗割合は、補償期間の開始日から被害を受けた月日までの経過月数によって定められています。

例 共済価額 25 万円（パイプ分 15 万円、ビニール分 10 万円）のパイプハウスが加入直後雪害被害。パイプ部分被害 50%、ビニール被害面積割合 50%の損害の場合。

① 損害額 = パイプの価額 × 損害割合

$$75,000 \text{ 円} = 150,000 \text{ 円} \times 50\%$$

② 損害額 = ビニールの価額 × 被害面積割合 × (1 - 自然消耗割合)

$$50,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円} \times 50\% \times (1 - 0.00)$$

支払共済金 = 損害額 (① + ②) × 付保割合

$$100,000 \text{ 円} = (75,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円}) \times 80\%$$

例 ボイラー（共済価額 84 万円）が加入直後に火災で全損した場合。

損害額 = ボイラーの時価額 × 損害割合

$$840,000 \text{ 円} = 840,000 \text{ 円} \times 100\%$$

支払共済金 = 損害額 × 付保割合

$$672,000 \text{ 円} = 840,000 \text{ 円} \times 80\%$$

例 施設内農作物（花き類）が収穫直前に雪害で半分潰れた場合。

損害額 = 施設内農作物の共済価額 × 損害割合 (50%)

$$54,000 \text{ 円} = 108,000 \text{ 円} \times 50\%$$

支払共済金 = 損害額 × 付保割合

$$43,200 \text{ 円} = 54,000 \text{ 円} \times 80\%$$

例 設置面積 331 m²のガラス室が風害で半壊。ガラス室本体の損害割合が 50%の場合。

撤去費用部分に係る共済金

共済価額 × 損害割合又は撤去業者への支払額とを比較して、いずれか少ない額を損害額として計算します。

損害額 = 共済価額 × 損害割合（撤去業者への支払額を上回った場合）

$$198,500 \text{ 円} = 397,000 \text{ 円} \times 50\%$$

支払共済金 = 損害額 × 付保割合

$$158,800 \text{ 円} = 198,500 \text{ 円} \times 80\%$$

□ 農家負担共済掛金と損害程度別の支払共済金（掛金率：3.301%を適用）

（例）25 万円で新築したパイプハウスが加入後 3 か月で台風被害があった場合

（パイプハウス本体だけの加入の場合：付保割合 80%の場合……共済金額 20 万円）

加入期間	農家負担 掛金（円）	損 害 程 度 別 の 支 払 共 済 金					
		15%	30%	50%	70%	90%	全 損
12ヵ月	3,301	3万円	6万円	10万円	14万円	18万円	20万円
8ヵ月	2,200						
6ヵ月	1,650						
4ヵ月	1,100						

□ 無事戻し 共済掛金は、掛け捨てではありません。3年間継続して加入いただき、その間に被害が少ない場合は、『無事戻し金』としてお返ししております。